

■教育行政のポイント

「学校の働き方改革」指針の改正

小川 正人

給特法の改正(2025年6月11日可決成立)に伴い、学校の働き方改革に関する国の方針である「指針」の見直しについて審議を進めていた中教審「教師を取り巻く環境整備特別部会」の第2回会議(8月19日)で「指針」の改正案が公表された。

今後、特別部会の上承を経て、2026年4月1日(告示)から適用されることになる。

指針の改正のポイント

今次の指針改正のポイントは、以下の通りである。

月あたりの時間外在校等時間(以下、時間外)45時間以上の教員をなくし、年間平均で月30時間程度まで削減するという国の方針をふまえて、教委は、その目標を実現するために、①業務量管理・健康確保措置の実施計画を策定し公表すること、②毎年度、実施計画の実施状況を把握し公表、また把握した状況をふまえた取組の改善と必要に応じた実施計画の変更その他必要な措置を講じること、③実施計画とその実施状況を総合教育会議に報告し首長・関係部局との連携と適切な役割分担の下で取組とその改善を図ること、④見直された「業務の3分類」をふまえ、学校または教員が担っている業務分担の見直しや適正化を図ること、等である。

「業務の3分類」の見直し

「業務の3分類」では、旧来の「基本的には学校以外が担うべき業務」という表現から「基本的には」を削除、また、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を「教師以外が積極的に参画すべき業務」と修正して趣旨の徹底を図っている。

「学校以外が担うべき業務」には、新たに、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」が加えられ、教委等の行政機関の責任で対応できる体制構築を求めている。

る。そして、勤務時間前・下校時刻後の預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築することも要請している。

「教師以外が積極的に参画すべき業務」には、「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」「学校プールや体育館等の施設・設備の管理」「校舎の開錠・施錠」が加えられた。そして、専門スタッフとの協働、ICT活用、外部委託の促進には、地方公共団体の関係機関が積極的に参画することや、例示した業務の他、地域・学校ごとの議論をふまえて追加で業務を見直すことも有効としている。

改正指針への評価と懸念

2024年文科省調査では、所管学校の在校等時間データや在校等時間縮減の取組が未公表の市町村教委が、それぞれ77%、76%あった。今次の実施計画の策定・公表の義務づけは、そうした取組が遅れていた市町村教委をターゲットにした一面もある。

留意点は、時間外を月あたり30時間程度まで削減するという目標は、年間を通した平均であり、文科省は、時間外月45時間以上の教員をゼロにできれば長期休業期間を含めて年間平均月30時間程を実現できるとその見通しを説明している。数値上では、通常期・繁忙期の時間外を毎日1時間程削減できれば実現可能とも思えるが、通常期・繁忙期の毎日の勤務で時間外を1時間程削減することは大変で、それを可能にする勤務環境整備が必須である。

学校現場は、会議等の効率化、行事の縮小・廃止等、自らでできることはやってきたというのが実感で、目標実現は業務の委託・移行の進捗にかかっている。そのために必要な人材・財源を国だけでなく、都道府県・市町村一体で確保する努力が必要である。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

学校は、こんなに安心できる場になる！
チーム担任制のはじめかた

三浦 清孝【著】 四六判／定価2,530円

■本の詳細の確認およびご注文は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

